証券コード：9272
2021年６月４日

株 主 各 位

東京都港区三田一丁目４番28号
ブティックス株式会社
代表取締役社長　新村　祐三

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、株主の皆様におかれましては、株主総会当日の感染流行状況やご自身の体調をお確かめいただき、マスクの持参・着用等の感染予防の配慮をいただいた上でご来場賜りますよう、お願い申し上げます。

感染予防措置として会場受付において検温を実施し、37.0℃以上の発熱又はその他症状により体調不良と認められる方は、ご入場をお断りする場合がございます。また、当日の状況によっては入場制限を行わせていただく可能性がございますので、予めご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

書面によって事前に議決権を行使する場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年６月24日（木曜日）午後６時までに到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　時　2021年６月25日（金曜日）　午前10時00分

2. 場　所　東京都港区三田三丁目５番27号
住友不動産三田ツインビル西館１階　ベルサール三田　Room３
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さいますようお願い申し上げます。）

3. 目的事項

1）報告事項　第15期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

2）決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

株主総会当日までの感染流行状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（https://btix.jp/）より、発信情報をご確認下さいますよう、併せてお願い申し上げます。

本招集通知において提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「会社の体制及び方針」、計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」については、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://btix.jp/）に掲載しております。従いまして、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、計算書類の一部であります。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://btix.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事業報告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

1. 会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大により緊急事態宣言が発出される等、経済活動が大きく制限されたことにより、企業業績は悪化し、個人消費が落ち込む等厳しい経済環境となりました。緊急事態宣言が断続的に発出され、新たにまん延防止等重点措置が実施される等、経済活動と感染対策の双方に注力しなければならない厳しい状況が続いております。

当社が主に事業を行う介護業界においては、異業種からの新規参入による競争の激化や人材採用難の状況が継続していることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、全体として厳しい状況が続いております。この結果、介護事業所の再編が加速しており、M＆Aによる事業承継への需要が高まっている状況にあります。また、我が国の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は年々上昇し、介護サービスの需要が拡大していることを背景として、介護高齢者マーケットへの参入意欲は引き続き旺盛であります。

このような環境のもと、当社は商談型展示会を開催することによって、単体事業としても収益を上げながら、来場者である介護事業者と出展社である各種サプライヤー（*1）、双方の決裁権限者の情報並びに業界特有の課題・ニーズに直接アクセスできる利点を活かし、M＆A仲介を含む様々なサービスを提供していく独自のビジネスモデルを展開しております。今後も、商談型展示会の開催を入口に、様々な課題・ニーズに応じた新サービスを開発し、介護業界におけるマッチング・プラットフォームとしての役割を確立していく方針であります。

当事業年度においては、商談型展示会とM＆A仲介サービスを主力事業として、これらの育成に努めております。商談型展示会事業につきましては、「ＣａｒｅＴＥＸ（*2）」と商品ジャンル特化型展示商談会「ＣａｒｅＴＥＸ Ｏｎｅ」の開催エリア拡大を図っており、東京都、大阪府、福岡県、宮城県、愛知県、神奈川県の全国合計６エリアでの開催に向け、来場者及び出展社への販促活動を行ってまいりました。展示会の開催につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、４月から８月に予定していた展示会を第４四半期に延期し、９月より開催を再開しております。さらに、新型コロナウイルス

感染症の影響を受け営業活動が著しく制限されている介護事業者と介護関連サプライヤーに新たな商談・マッチング機会を提供するため、7月より商談型オンライン展示会「ＣａｒｅＴＥＸ３６５ オンライン」、3月より「からだケアＥＸＰＯ オンライン」を開始いたしました。

また、M&Ａ仲介事業においては、急増する介護事業者のM&Ａニーズに対応すべく、M&Ａコンサルタントの教育体制の整備を概ね完了させるとともに、M&Ａコンサルタントの採用を継続し、案件の成約に注力してまいりました。

さらに、新型コロナウイルス感染症を契機に社会・ビジネス環境が大きく変容することを踏まえ、中長期的に業績を拡大するための追加投資を実施いたしました。商談型展示会事業においてはオンライン展示会プラットフォームの自社開発を完了させるとともに人員の追加採用を行い、M&Ａ仲介事業においてはM&Ａコンサルタントを大幅に増員するための採用活動を実施いたしました。なお、追加採用の人員については、20名中18名の採用を決定し、概ね計画どおり進捗いたしました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高は1,277,809千円（前事業年度比6.0%減）となり、営業利益は281,401千円（前事業年度比50.3%増）、経常利益は292,045千円（前事業年度比54.8%増）、当期純利益は198,599千円（前事業年度比51.9%増）となりました。

(*1) 介護用品メーカー、機械浴槽や建材等の設備備品メーカー及び介護ソフトや配食等の施設向けサービス事業者等

(*2) 「ＣａｒｅＴＥＸ」のうち東京展については、「ＣａｒｅＴＥＸ東京」「次世代介護テクノロジー展」「超高齢社会のまちづくり展」「在宅医療総合展」「介護予防 総合展」「健康施術産業展」の６つの専門展により構成される「東京ケアウィーク」の総称にて開催。

当事業年度における各セグメントの概況は、以下のとおりであります。なお、当事業年度より、報告セグメントにつきまして、「ＢｔｏＢ事業」を「商談型展示会事業」及び「M&Ａ仲介事業」の２区分に変更しております。また、報告セグメントに含まれていた「ＢｔｏＣ事業」及び「新規事業」につきましては、「その他」の区分に変更しております。なお、前事業年度のセグメント情報は、当事業年度の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

（イ）商談型展示会事業

商談型展示会事業は、商談型展示会である「ＣａｒｅＴＥＸ」、商品ジャンル特化型展示商談会「ＣａｒｅＴＥＸ Ｏｎｅ」並びに商談型オンライン展示会

「ＣａｒｅＴＥＸ３６５ オンライン」の運営を行っております。

当事業年度においては、４月に発出された緊急事態宣言中は営業活動を自粛していたものの、６月以降は徐々に営業活動を再開し、出展社である介護関連サプライヤーへの営業活動を進めてまいりました。

また、当初、４月から８月に予定していた商談型展示会の開催を、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、第４四半期会計期間に延期しておりましたが、９月に宮城県で当事業年度初となる展示会「ＣａｒｅＴＥＸ仙台」を開催したのを皮切りに、展示会の開催を再開し、10月に横浜展、11月に大阪展、１月に名古屋展、２月に福岡展、３月に東京展を万全の感染予防対策を講じた上で開催いたしました。いずれの展示会においても、無事開催できたことを、来場者及び出展社双方から高く評価いただきました。

今後開催予定の展示会につきましても、当社は政府や自治体の要請及び各会場のガイドラインに従い、万全の感染予防対策を講じた上で開催するよう準備を進めております。また、商談型展示会の開催エリア拡大施策として、2021年５月に北海道で、「ＣａｒｅＴＥＸ札幌」を開催いたしました。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響で介護事業者と介護関連サプライヤーとの商談機会が著しく不足している状況を解消し、効率的且つ安全に配慮した新たな商談・マッチング機会を提供するため、介護業界初の商談型オンライン展示会「ＣａｒｅＴＥＸ３６５ オンライン」を７月より開始いたしました。

「ＣａｒｅＴＥＸ３６５ オンライン」は、介護関連サプライヤーの新製品情報が一堂に集うオンライン出展ブースである「ＣａｒｅＴＥＸ３６５ ウェブース」、オンライン商談設定サービスである「ＣａｒｅＴＥＸ３６５ コネクト」、介護業界の最新情報を発信するオンラインセミナー「ＣａｒｅＴＥＸ３６５ ウェビナー」の３つのサービスから構成されており、マッチングの機会を必要とする介護事業者と介護関連サプライヤーから高い評価をいただいております。また、当社の展示会ノウハウを商談型オンライン展示会にも反映させるべく、当事業年度に30,000千円の追加投資によりオンライン展示会プラットフォーム『ＥｘｐＯＮ（エキスポン）』を自社開発し、２月より「ＣａｒｅＴＥＸ３６５ オンライン」にて運用を開始いたしました。さらに、健康施術業界においても効率的且つ安全に配慮した新たな商談・マッチングの機会を提供するため、３月に商談型オンライン展示会「からだケアＥＸＰＯ オンライン」を開始いたしました。また、オンライン展示会事業を拡大するための人材の追加採用につきましても、計画どおり順調に進捗しております。

なお、「ＣａｒｅＴＥＸ３６５ オンライン」の各サービスにつきましては、商談型展示会のオンライン版と位置付けていることから、当該事業の業績は、

商談型展示会事業のセグメントに含めて報告しております。

以上の結果、当事業年度における商談型展示会事業の売上高は656,628千円（前事業年度比15.3%減）、セグメント利益は151,040千円（前事業年度比46.2%減）、出展小間数1,185小間（前事業年度比33.1%減）となりました。

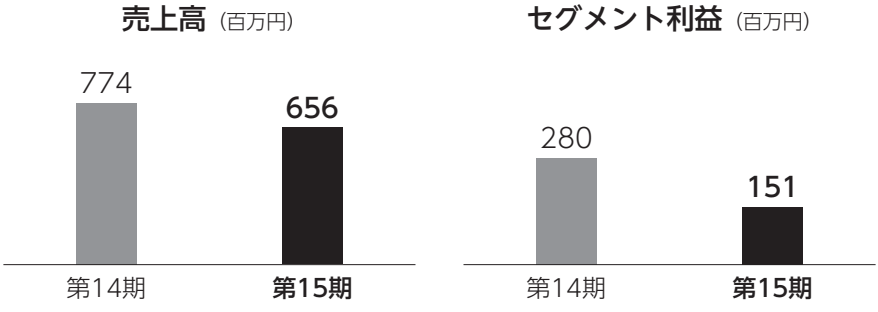

（ロ）M&A仲介事業

M&A仲介事業は、介護事業者及び医療事業者向けのM&A仲介サービスの提供を行っております。当該事業におきましては、ウェブサイトのコンテンツ充実やウェブ簡易査定機能の利用促進を図り、案件獲得を強化するとともに、案件の成約に注力いたしました。

4月に発出された緊急事態宣言中は、一部、案件の進捗に遅れが生じておりましたが、解除後は、案件の進捗が正常化するとともに、介護報酬改定や人材採用難に対する危機感の高まり等により、売り手・買い手双方からの問い合わせが活発化しております。また、前事業年度からの課題であったM&Aコンサルタントの教育体制の整備や仕組化が概ね完了したことにより、成約組数は大幅に増加し、当事業年度において85組（前事業年度比73.5%増）となりました。さらに当事業年度において、M&Aコンサルタントを大幅に増員するための追加採用を実施し、目標人員全員の採用を完了いたしました。

以上の結果、当事業年度におけるM&A仲介事業の売上高は604,675千円（前事業年度比67.7%増）、セグメント利益は390,650千円（前事業年度比97.3%増）と大幅な増収増益となりました。

売上高（百万円）

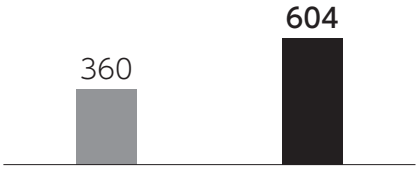

セグメント利益（百万円）

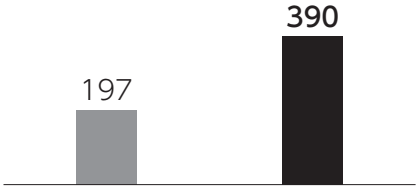

（ハ）その他

その他のうち、「ＣａｒｅＴＥＸ３６５ フード」（配食マッチングサービス）は、時期とエリアが限られる展示会の特徴を補完する形で、展示会以外の場所でも、ウェブや電話接客等を通じて、介護事業者と配食・介護食のサプライヤーをマッチングする事業です。また、「きざみ食」や「やわらか食」等の介護食を販売する、高齢者施設向けのＢｔｏＢ通販サイトを通して、調理スタッフの高齢化や確保難等で人手不足に悩む介護事業者の課題解決を図っております。

また、海外事業に関して、高齢化が急激に進む中国市場へ早期に参入するため、当社は2018年11月に、中国に現地企業等との合弁会社を設立しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、今後の先行きが極めて不透明な状況となったため、2020年８月31日に合弁契約を解消いたしました。

以上の結果、当事業年度におけるその他の売上高は16,506千円（前事業年度比92.6%減）、セグメント損失は3,438千円（前事業年度は23,881千円の損失）となりました。

売上高（百万円）

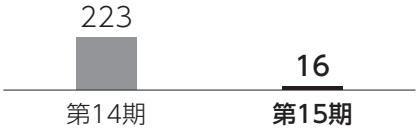

セグメント利益（百万円）



(2) 設備投資の状況

当事業年度における重要な設備投資は、主に自社利用ソフトウェア開発に係るものであり、総額37,809千円であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中に、新型コロナウイルス感染症の影響による運転資金需要に備え、当社の所要資金として、金融機関より長期借入金として100百万円、短期借入金として300百万円の調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

（イ）2022年３月期の見通し

2022年３月期における新型コロナウイルス感染症の影響については、ワクチン接種の開始等により徐々に快方へと向かうものの、一定の影響は残るものと見込んでおります。このような環境のもと、新型コロナウイルス感染症を契機に大きく変容していく社会・ビジネス環境に対応するため、当社は2021年３月期から2022年３月期を先行投資の時期と位置付けております。

セグメント別の見通しは以下のとおりです。なお、社内での損益管理方法の変更に伴い全社費用の配賦方法を変更しており、2021年３月期のセグメント情報は、2022年３月期の報告セグメントに基づき作成しております。

①商談型展示会事業

商談型展示会事業においては、今後も「ＣａｒｅＴＥＸ」及び「ＣａｒｅＴＥＸ Ｏｎｅ」の開催エリアの拡大及び出展規模の拡大を図っていく計画であります。2021年５月に新たに北海道で開催した「ＣａｒｅＴＥＸ札幌」をはじめ、全国７エリアでの開催を予定しております。当社は、政府や自治体の要請及び各会場のガイドラインに従い、万全の感染予防対策を講じて開催するよう準備を進めておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響が残ることから、出展小間契約の回復は感染症拡大前の90％程度に留まることを見込んでおります。

また、オンライン展示会につきましては、引き続き「ＣａｒｅＴＥＸ３６５ オンライン」及び「からだケアＥＸＰＯ オンライン」の運営を行ってまいります。2022年３月期においては、本年３月に新規開設した「からだケアＥＸＰＯ オンライン」が、１事業年度に渡り業績に寄与するため、売上高２億円を見込んでおります。

以上により、2022年３月期通期の商談型展示会事業の業績は、出展小間契約は1,600小間（前事業年度比35.0%増）、売上高885百万円（前事業年度比34.8%増）、セグメント利益200百万円（前事業年度比12.6%増）を見込んでおります。

なお、当社は業績予想を策定する上で、ワクチン接種の開始等により新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に快方へと向かい、万一、緊急事態宣言が発出された場合でも、展示会の開催ができることを前提としております。このため、当事業年度以上に新型コロナウイルス感染症の状況が悪化し、政府や自治体等の要請により、展示会の開催ができなくなった場合、業績に影響を与える可能性があります。

②ハイブリッド展示会事業

当社は、当事業年度にオンライン展示会を開始した結果、新型コロナウイルス感染症による社会変容により、時間と場所の制約を受けずに「商談の量」を確保できるオンライン展示会のニーズが今後も拡大していくものと判断しております。一方で、商談型展示会の開催を通して、決裁権限者同士が直接会って商談ができることや商品の実物を見られる等、「商談の質」を確保できるリアル展示会のニーズも依然として高いことを認識しております。

このため、当社は、オンライン展示会とリアル展示会をシームレスに融合させ、双方の強みを活かした「ハイブリッド展示会」（サービス名：ＤＸＰＯ ディーエクスポ）を開始し、介護業界以外の新分野で横展開を進めてまいります。

ハイブリッド展示会とは、オンライン展示会の開設期間中（365日24時間）に並行してリアル展示会を年２回開催し、リアル展示会の会期前１ヵ月及び会期後２ヵ月は、オンライン展示会でも集中的にマッチングすることで、商談の量と質を高めつつ、且つ年間を通じて継続的なマッチングの機会を提供する新サービスです。オンライン展示会を通年開催することにより、天変地異等の不可抗力によってリアル展示会の開催が延期・中止された場合でも、継続的なマッチングが可能となります。ハイブリッド展示会は、いわゆる「新規事業」とは異なり、これまで当社が培ってきた「リアル展示会」と「オンライン展示会」のノウハウを結集した既存事業の横展開であるため、ビジネスの蓋然性が高く、スムーズな立ち上げが可能であると判断しております。

2022年３月期においては、ハイブリッド展示会を活用した新分野への横展開を「注力事業」と位置付け、人件費・採用費・販売促進費として68百万円の先行投資を実施いたします。

以上により、2022年３月期通期のハイブリッド展示会事業の業績は、一部先行して開始するオンライン展のマッチングにより売上高14百万円、先行投資を実施するためセグメント損失61百万円を見込んでおります。

なお、当該事業の詳細は、2022年３月期の第２四半期会計期間中に公表する予定です。また、当該事業は独立した報告セグメントとして開示する予定です。

③M＆Ａ仲介事業

M＆Ａ仲介事業においては、当事業年度に教育体制の整備と仕組化が完了したことで、大幅な増収増益を達成いたしました。

2022年３月期においては、自社開発した「M＆Ａ工程管理システム」を本格導入し、厳格な工程管理を行うことで、コンサルタント個人の経験や能力に依存しがちなM＆Ａの工程を「定型化」「可視化」し、コンサルタントを大量に採用した場合でも、案件進捗の確実性とスピードを担保することが可能となったことから、引き続き、コンサルタントを大幅に増員（当事業年度末のコンサルタント数18名に対し、2022年３月期は31名に増員の予定）し、案件の成約数増加に注力してまいります。このため、人件費・採用費として84百万円の先行投資を実施いたします。なお、当事業年度下半期及び2022年３月期に採用したコンサルタントについて、教育研修及び案件成約までの期間として入社から約８ヵ月を要するため、これらコンサルタントの売上への寄与は、2022年３月期においては一部に留まり、2023年３月期に本格化する見込みです。

以上により、2022年３月期通期のM＆Ａ仲介事業の業績は、成約件数は102件（前事業年度比20.0%増）、売上高734百万円（前事業年度比21.4%増）、セグメント利益296百万円（前事業年度比14.8%減）を見込んでおります。

なお、当社は業績予想を策定する上で、ワクチン接種の開始等により新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に快方へと向かい、万一、緊急事態宣言が発出された場合でも、訪問・面談等ができることを前提としております。このため、当事業年度以上に新型コロナウイルス感染症の状況が悪化し、政府や自治体等の要請により、訪問・面談等ができなくなった場合、業績に影響を与える可能性があります。

これらの取り組みにより、2022年３月期通期の業績の見通しにつきましては、売上高1,633百万円（前事業年度比27.8%増）、先行投資実施前・株式報酬費用（*）控除前の営業利益は321百万円（前事業年度比14.3%増）、先行投資として人件費・採用費・販売促進費を152百万円、株式報酬費用（*）とし

て58百万円を計上することから、これら費用を控除した営業利益は111百万円（前事業年度比60.5％減）、経常利益は111百万円（前事業年度比61.9％減）、当期純利益は71百万円（前事業年度比64.1％減）を見込んでおります。
（*）新株予約権の発行に伴う会計上の費用計上額

（ロ）中期的な見通し

当社は、大きく変容する社会・ビジネス環境に対応し、更なる事業拡大を図るため、この度、2025年３月期を最終年度とする中期経営計画「Vision2025」を策定いたしました。中期経営計画の達成を通して、プライム市場への上場を果たし、企業理念である「マッチング・ファースト」を実現してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第12期 2018年３月期	第13期 2019年３月期	第14期 2020年３月期	第15期 2021年３月期 (当期)
売上高	1,333,177 千円	1,435,843 千円	1,358,912 千円	1,277,809 千円
経常利益	105,015 千円	121,740 千円	188,614 千円	292,045 千円
当期純利益	73,542 千円	82,348 千円	130,750 千円	198,599 千円
１株当たり当期純利益	17円31銭	17円18銭	26円52銭	39円79銭
総資産	714,467 千円	1,130,850 千円	1,258,568 千円	1,674,156 千円
純資産	258,188 千円	667,794 千円	809,099 千円	945,773 千円
１株当たり純資産額	60円78銭	138円08銭	159円89銭	186円78銭

(注) 1. １株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出したものであります。
2. 当社は、2021年６月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

売上高 (百万円)

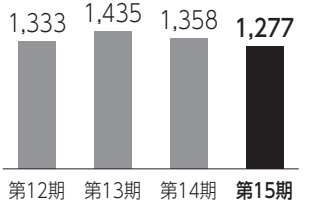

経常利益 (百万円)

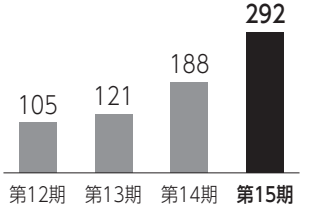

当期純利益 (百万円)

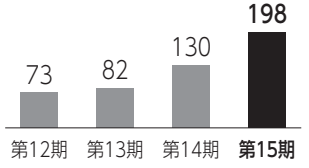

総資産 (百万円)

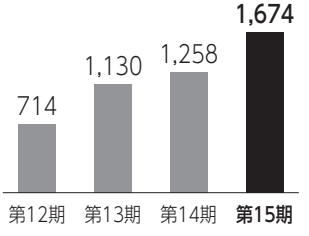

純資産 (百万円)

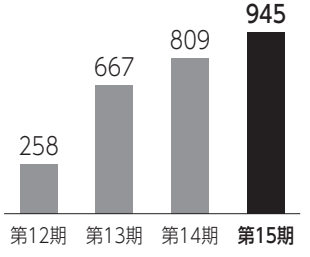

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

事業部門	事業内容
商談型展示会事業	商談型展示会及びオンライン展示会の運営
M&A仲介事業	介護、医療及び障害福祉のM&A仲介
その他	配食マッチングサービスの運営等

(8) 主要な営業所及び工場

名称	所在地
本社	東京都港区

(9) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
66（8）名	15名増（3名増）	35.42歳	2年7ヵ月

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員（アルバイト、契約社員、人材会社からの派遣を含む。）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	409,500 千円

2. 会社の株式に関する事項（2021年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　8,490,000株

(2) 発行済株式の総数　　2,540,100株（自己株式40,174株を含む）

(3) 株　　主　　数　　413名

(4) 大　　株　　主

株主名	持株数		持株比率	
新村祐三	1,243	千株	49.72	%
新村佐麻美	160	千株	6.40	%
山口貴弘	122	千株	4.91	%
天池祥子	120	千株	4.80	%
田原学	90	千株	3.60	%
速水健史	68	千株	2.72	%
松尾由美	56	千株	2.28	%
株式会社ＳＢＩ証券	46	千株	1.86	%
中山慶一郎	46	千株	1.85	%
新村理紗	40	千株	1.60	%

（注）1. 当社は、自己株式を40,197株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年５月11日開催の取締役会において、2021年６月１日を効力発生日として普通株式１株につき２株の割合で株式分割することを決議し、同日をもって当社定款に定める発行可能株式総数を変更しました。

これにより、発行可能株式総数は、16,980,000株に、また、発行済株式の総数は、5,080,200株（自己株式を含む）となりました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年３月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
新村祐三	代表取締役社長	—
速水健史	常務取締役 管理本部・コンサルティング事業部管掌	—
武田学	取締役 メディア事業部管掌	—
吉崎浩一郎	取締役	㈱グロース・イニシアティブ代表取締役 グロースポイント・エクイティLLPパートナー
守屋実	取締役	㈱守屋実事務所代表取締役 メディカルケアデザイン㈱代表取締役
城戸沙絵子	常勤監査役	—
石割由紀人	監査役	石割公認会計士事務所代表
寺西章悟	監査役	田島・寺西法律事務所パートナー

(注) 1. 取締役吉崎浩一郎氏及び取締役守屋実氏は、社外取締役であります。
2. 監査役石割由紀人氏及び監査役寺西章悟氏は、社外監査役であります。
3. 監査役石割由紀人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役寺西章悟氏は、弁護士資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役吉崎浩一郎氏及び守屋実氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況については上表に記載のとおりであります。なお、兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役吉崎浩一郎氏、守屋実氏、監査役城戸沙絵子氏、石割由紀人氏、寺西章悟氏は法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D＆O保険」という。）を保険会社との間で締結しており、これにより、当社及び当社の子会社の役員及び執行役員が業務に起因して損害賠償責任を負

った場合における損害（但し、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、当事業年度末において子会社はありません。また、Ｄ＆Ｏ保険の保険料は、全額当社が負担しております。Ｄ＆Ｏ保険の契約期間は、１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定された報酬等の内容が、固定報酬については人事考課制度に定める等級表に基づき計算され、業績連動報酬については目標達成率及び個人考課部分を反映させた金額となっていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 社内取締役（社外取締役以外をいう）

1. 社内取締役の報酬等は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当該社内取締役の意欲を高めることのできる、適切、公正且つバランスの取れたものとする。
2. 社内取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬で構成され、各社内取締役の職責・役位及び業績等に基づき算定する。
   ⅰ.固定報酬は、人事考課制度に定める等級表に基づき決定する。
   ⅱ.業績連動報酬である年次賞与は、人事考課制度に基づき営業利益等の目標達成率を社内取締役共通の評価指標とする。また、財務的な業績数値だけでは測ることができない戦略目標の達成度を評価基準に加えるために、取締役について個人考課部分を設定する。
   ⅲ.固定報酬・業績連動報酬は金銭報酬のみとする。
   ⅳ.社内取締役の報酬等の交付時期について、固定報酬は月例、業績連動報酬は年１回とする。
3. 社内取締役の個人別の報酬について、報酬の種類ごとの比率に係る決定の方針については、人事考課制度に定める倍率による。

ロ. 社外取締役

1. 社外取締役の報酬等は、業務執行から独立した立場で経営に関与・助言を行うことができる、適切、公正且つバランスの取れたものとする。

2. 社外取締役の報酬は、固定報酬のみとし、各取締役の経験、実績、専門性等を総合的に評価して算定する。

ハ. 監査役

1. 監査役の報酬等は、業務執行を行わず業績に直接的責任を持たない立場で、取締役の職務の執行に対する監査を行うことができる、適切、公正且つバランスの取れたものとする。
2. 監査役の報酬は、固定報酬のみとし、各監査役の常勤、非常勤の別、業務分担の状況並びに経験、実績、専門性等を総合的に評価して算定する。
3. 監査役の報酬は、監査役の協議によって決定する。

ニ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任する場合

1. 当該委任を受ける者は、代表取締役社長　新村 祐三とする。
2. 委任する内容は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、役位、業績、貢献度等を総合的に勘案し、個人別の固定報酬及び業績連動報酬を決定する権限とする。
3. 1の者により委任する権限が適切に行使されるようにするため、取締役会は、役員報酬の決定に関する基本方針を決議した上で、取締役の固定報酬及び業績連動報酬の個人配分を一任する。

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（社外取締役除く）	57,792	47,100	10,692	－	3
監査役（社外監査役除く）	6,000	6,000	－	－	1
社外取締役	7,200	7,200	－	－	2
社外監査役	4,800	4,800	－	－	2

（注）1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、人事考課制度に基づく営業利益等の目標達成率であり、その実績は営業利益281百万円であります。当該指標を選択した理由は当該利益指標が当社の業績を評価する基準として客観的であると判断しているためです。

3. 取締役の金銭報酬の額は、2018年６月26日開催の第12回定時株主総会において年額５億円以内（うち、社外取締役年額１億５千万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、５名（うち、社外取締役は２名）です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2018年６月26日開催の第12期定時株主総会において年額５千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名（うち、社外監査役は２名）です。
5. 取締役会は、代表取締役社長　新村祐三に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(5) 当事業年度における社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	吉　崎　浩一郎	13回開催した取締役会のうち13回出席し、会社経営者としての経験や知見、並びに投資ファンド等における中堅企業、成長企業に対する豊富なアドバイザリー経験を活かし、客観的・中立的な立場から発言を行っております。加えて、当事業年度に導入した時価発行新株予約権信託の評価委員会の委員を務める等、当社が社外取締役として期待する重要な役割を果たしました。
社外取締役	守　屋　　実	13回開催した取締役会のうち13回出席し、企業経営を通じて培われた豊富な経験及び幅広い見識、並びにベンチャー企業に対する豊富なアドバイザリー経験を活かし、客観的・中立的な立場から発言を行っております。加えて、当事業年度に導入した時価発行新株予約権信託の評価委員会の委員を務める等、当社が社外取締役として期待する重要な役割を果たしました。
社外監査役	石　割　由紀人	13回開催した取締役会のうち13回出席し、13回開催した監査役会のうち13回出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、その他必要な助言・提言を行っております。
社外監査役	寺　西　章　悟	13回開催した取締役会のうち13回出席し、13回開催した監査役会のうち13回出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、その他必要な助言・提言を行っております。

（注）本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**1,488,540**	**流動負債**	**624,382**
現金及び預金	1,448,876	買掛金	26
預け金	339	短期借入金	300,000
売掛金	21,100	1年内返済予定の長期借入金	5,500
前渡金	4,566	未払法人税等	61,385
前払費用	12,607	未払金	94,533
その他	1,049	未払費用	16,627
固定資産	**185,615**	前受金	82,963
有形固定資産	**56,278**	賞与引当金	57,747
建物	41,895	その他	5,598
工具、器具及び備品	32,735	**固定負債**	**104,000**
建設仮勘定	1,287	長期借入金	104,000
減価償却累計額	△19,640	**負債合計**	**728,382**
無形固定資産	**48,927**	**純資産の部**	
ソフトウェア	35,037	**株主資本**	**933,882**
ソフトウェア仮勘定	13,890	**資本金**	**261,260**
投資その他の資産	**80,409**	**資本剰余金**	**189,260**
敷金及び保証金	53,773	資本準備金	189,260
繰延税金資産	26,412	**利益剰余金**	**554,463**
長期前払費用	223	その他利益剰余金	554,463
		繰越利益剰余金	554,463
		自己株式	**△71,101**
		新株予約権	**11,890**
		純資産合計	**945,773**
資産合計	**1,674,156**	**負債純資産合計**	**1,674,156**

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		
商品売上高	7,899	
役務収益	1,269,910	**1,277,809**
売上原価		
商品仕入高	6,183	
役務原価	163,092	169,275
売上総利益		**1,108,533**
販売費及び一般管理費		**827,132**
営業利益		**281,401**
営業外収益		
受取利息及び配当金	11	
助成金収入	11,535	
その他	650	12,197
営業外費用		
支払利息	1,074	
雑損失	479	1,553
経常利益		**292,045**
特別利益		
新株予約権戻入益	3,370	3,370
特別損失		
関係会社株式売却損	537	537
税引前当期純利益		**294,878**
法人税、住民税及び事業税	93,502	
法人税等調整額	2,775	96,278
当期純利益		**198,599**

（注） 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月21日

ブティックス株式会社
　取締役会御中

ＰｗＣ京都監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	田　村　　仁	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	野　村　尊　博	㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ブティックス株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
   (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
   (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、社外取締役を含む取締役、内部監査担当者、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
   ① 取締役会その他重要な会議に、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議議事録及び稟議書等の決裁書類を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
   ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
   ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から“職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制”（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を“監査に関する品質管理基準”（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、PwC京都監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

   以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果
   (1) 事業報告等の監査結果
   ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
   ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
   ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
   (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
   会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。なお会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制については、指摘すべき事項は認められません。

以 上

2021年５月24日

ブティックス株式会社　監査役会
常勤監査役　城 戸 沙絵子　㊞
監 査 役　石 割 由紀人　㊞
監 査 役　寺 西 章 悟　㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスをより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、その他所要の変更を行うものです。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章　総則	第1章　総則
第1条～第3条　＜条文の省略＞	第1条～第3条　＜現行どおり＞
（機関） 第4条　当会社は，株主総会及び取締役のほか，次の機関を置く。 1．取締役会 2．監査役 3．監査役会 4．会計監査人	（機関） 第4条　当会社は，株主総会及び取締役のほか，次の機関を置く。 1．取締役会 2．監査等委員会 （削除） 3．会計監査人
第5条　＜条文の省略＞	第5条　＜現行どおり＞
第2章　株式	第2章　株式
第6条～第11条　＜条文の省略＞	第6条～第11条　＜現行どおり＞
第3章　株主総会	第3章　株主総会
第12条～第18条 ＜条文の省略＞	第12条～第18条 ＜現行どおり＞

現行定款	変更案
第4章　取締役及び取締役会	第4章　取締役及び取締役会
（員数） 第19条　当会社の取締役は，7名以内とする。	（員数） 第19条　当会社の監査等委員でない取締役は，7名以内とする。 2　当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。
（選任方法） 第20条　取締役は，株主総会において選任する。 2　取締役の選任決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数をもって行う。 3　取締役の選任決議は，累積投票によらないものとする。	（選任方法） 第20条　取締役は，株主総会において選任する。 2　取締役の選任決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数をもって行う。 3　前項の規定による取締役の選任は，監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。 4　取締役の選任決議は，累積投票によらないものとする。
（任期） 第21条　取締役の任期は，選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2　増員又は補欠として選任された取締役の任期は，在任取締役の任期の満了する時までとする。	（任期） 第21条　監査等委員でない取締役の任期は，選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2　監査等委員である取締役の任期は，選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時までとする。 3　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は，退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 4　会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は，当該決議によって短縮されない限り，選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

現行定款	変更案
(代表取締役及び役付取締役) 第22条　取締役会は，その決議によって代表取締役を選定する。 2　取締役会は，その決議によって，取締役会長，取締役社長各1名，取締役副社長，専務取締役，常務取締役各若干名を定めることができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第22条　取締役会は，その決議によって，監査等委員でない取締役の中から，代表取締役を選定する。 2　取締役会は，その決議によって，監査等委員でない取締役の中から，取締役会長，取締役社長各1名，取締役副社長，専務取締役，常務取締役各若干名を定めることができる。
第23条　　＜条文の省略＞	第23条　　＜現行どおり＞
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は，会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし，緊急の必要があるときは，この期間を短縮することができる。 2　取締役及び監査役の全員の同意があるときは，招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は，会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し，緊急の必要があるときは，この期間を短縮することができる。 2　取締役の全員の同意があるときは，招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
第25条　　＜条文の省略＞	第25条　　＜現行どおり＞
（取締役会の議事録） 第26条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については，これを議事録に記載又は記録し，出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	（取締役会の議事録） 第26条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については，これを議事録に記載又は記録し，出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
第27条～第28条 ＜条文の省略＞	第27条～第28条 ＜現行どおり＞
（報酬等） 第29条　取締役の報酬，賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は，株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第29条　取締役の報酬，賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は，監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して，株主総会の決議によって定める。
＜新設＞	（重要な業務執行の決定の委任） 第30条　当会社は，会社法第399条の13第6項の規定により，取締役会の決議によって，重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

現行定款	変更案
第5章　監査役及び監査役会	第5章　監査等委員及び監査等委員会
（員数） 第30条　当会社の監査役は，3名以内とする。	＜削除＞
（選任方法） 第31条　監査役は，株主総会において選任する。 2　監査役の選任決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数をもって行う。	＜削除＞
（補欠監査役） 第32条　法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え，株主総会において補欠監査役を選任することができる。 2　補欠監査役の選任決議は，第31条第2項の規定を準用する。 3　補欠監査役の選任の効力は，選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。	＜削除＞
（任期） 第33条　監査役の任期は，選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は，退任した監査役の任期の満了する時までとする。	＜削除＞
（常勤の監査役） 第34条　監査役会は，その決議によって常勤の監査役を選定する。	＜削除＞
（監査役会の招集通知） 第35条　監査役会の招集通知は，会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし，緊急の必要があるときは，この期間を短縮することができる。 2　監査役の全員の同意があるときは，招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（監査等委員会の招集通知） 第31条　監査等委員会の招集通知は，会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し，緊急の必要があるときは，この期間を短縮することができる。 2　監査等委員の全員の同意があるときは，招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

現行定款	変更案
（監査役会の決議方法） 第36条　監査役会の決議は，法令に別段の定めがある場合を除き，監査役の過半数をもって行う。	＜削除＞
（監査役会の議事録） 第37条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については，これを議事録に記載又は記録し，出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	＜削除＞
（監査役会規程） 第38条　監査役会に関する事項は，法令又は本定款のほか，監査役会において定める監査役会規程による。	（監査等委員会規程） 第32条　監査等委員会に関しては，法令又は本定款に定めるもののほか，監査等委員会の決議によって定める監査等委員会規程による。
（報酬等） 第39条　監査役の報酬，賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は，株主総会の決議によって定める。	＜削除＞
（監査役の責任免除） 第40条　当会社は，会社法第426条第1項の規定により，任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を，法令の限度において，取締役会の決議によって免除することができる。 2　当会社は，会社法第427条第1項の規定により，監査役との間に，任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし，当該契約に基づく責任の限度額は，法令が規定する額とする。	＜削除＞

現行定款	変更案
第6章　計算	第6章　計算
第41条～第43条 <条文の省略>	第33条～第35条 <現行どおり>
<新設>	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 1 当会社は，会社法426条第１項の規定により，2021年６月開催の第15回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を，法令の限度において，取締役会の決議によって免除することができる。 2 2021年６月開催の第15回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）と締結済の責任限定契約については，なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第40条の定めるところによる。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（５名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）３名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	新村（しんむら）　祐三（ゆうぞう） (1966年12月22日生) 【再任】	1990年４月　リード エグジビション ジャパン株式会社入社 2004年１月　同社取締役就任 2006年11月　当社設立　代表取締役社長就任（現任） 2018年11月　杭州方布健康科技有限公司董事就任	1,243,000株
2	速水（はやみず）　健史（たけし） (1976年７月30日生) 【再任】	2001年４月　株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入社 2006年９月　株式会社日本テクノロジーベンチャーパートナーズ入社 2007年３月　株式会社アイ・ピー・エス・フーズ代表取締役就任 2009年８月　株式会社アイ・ピー・エス入社 2011年11月　当社入社 2012年10月　当社取締役管理本部長就任 2015年４月　当社常務取締役管理本部長就任 2020年４月　当社常務取締役管理本部・コンサルティング事業部管掌就任（現任）	68,000株
3	武田（たけだ）　学（がく） (1970年７月14日生) 【再任】	1994年４月　リード エグジビション ジャパン株式会社入社 2003年４月　ブレインワークス株式会社（現株式会社セレブリックス）入社 2008年６月　株式会社イーヴァム・インターナショナル（現株式会社ゼオ）取締役就任 2011年８月　サクラインターナショナル株式会社入社 2012年11月　サクラインターナショナル株式会社取締役就任 2018年10月　当社入社 営業本部 展示会事業統括部部長就任 2019年４月　当社執行役員 メディア事業部長就任 2020年６月　当社取締役 メディア事業部管掌就任（現任）	8,300株

（注）１．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2．新村祐三氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。
3．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「Ｄ＆Ｏ保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（但し、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、Ｄ＆Ｏ保険の保険料は、全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、Ｄ＆Ｏ保険の被保険者となる予定であります。Ｄ＆Ｏ保険の契約期間は、１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。
4．当社は、2021年５月11日開催の取締役会において、2021年６月１日を効力発生日として普通株式１株につき２株の割合で株式分割することを決議いたしましたが、表中の各候補者が所有する当社株式の数は、第15期末（2021年３月31日）現在の株式数を記載しております。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、監査役全員（３名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	吉崎　浩一郎（よしざき　こういちろう） （1966年11月28日生） 【新任】	1990年４月　三菱信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入社 1996年７月　日本AT&T株式会社入社 1998年４月　シュローダー・ベンチャーズ株式会社（現株式会社MKSコンサルティング）入社 2002年７月　株式会社MKSパートナーズ入社 パートナー就任 2005年９月　カーライル・グループ入社 2009年10月　株式会社グロース・イニシアティブ設立　代表取締役就任（現任） 2011年９月　株式会社アルフレックスジャパン取締役就任（現任） 2013年11月　株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）取締役就任 2015年９月　株式会社イード取締役就任（現任） 2016年３月　クックビズ株式会社取締役就任（現任） 2016年７月　ライフスタイルアクセント株式会社取締役就任（現任） 2016年11月　当社取締役就任（現任） 2017年２月　グロースポイント・エクイティLLP設立 パートナー就任（現任） 2017年５月　株式会社No.1取締役就任（現任） 2018年８月　株式会社ニューズ・ツー・ユー ホールディングス取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社グロース・イニシアティブ　代表取締役 グロースポイント・エクイティLLP　パートナー	20,000株
	【選任理由及び期待される役割】 吉崎浩一郎氏を監査等委員である取締役候補とした理由は、会社経営者としての経験や知見、並びに投資ファンド等における中堅企業、成長企業に対する豊富なアドバイザリー経験を当社の経営に活かしていただくためであります。 なお、同氏が選任された場合には、時価発行新株予約権信託の評価委員会の委員として、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	守屋 実（もりや みのる） (1969年５月１日生) 【新任】	1992年４月　株式会社ミスミ（現株式会社ミスミグループ本社）入社 2002年８月　株式会社エムアウト設立　取締役就任 2010年９月　株式会社守屋実事務所設立 代表取締役就任（現任） 2010年９月　ケアプロ株式会社取締役就任 2011年４月　ラクスル株式会社取締役就任 2014年11月　株式会社ジーンクエスト取締役就任 2015年３月　メディバンクス株式会社取締役就任 2015年４月　株式会社サウンドファン取締役就任（現任） 2015年10月　AμB株式会社取締役就任 2015年10月　株式会社SEEDATA取締役就任（現任） 2015年10月　当社監査役就任 2016年９月　株式会社TOKYOJP取締役就任 2016年11月　当社取締役就任（現任） 2016年11月　SEEDATA VENTURES株式会社（現SD V株式会社）代表取締役就任 2017年11月　メディカルケアデザイン株式会社設立 代表取締役就任（現任） 2017年12月　株式会社日本クラウドキャピタル取締役就任（現任） 2018年４月　SD V株式会社取締役就任 2018年４月　株式会社テックフィード取締役就任（現任） 2018年６月　株式会社セルム取締役就任（現任） 2018年６月　フューチャーベンチャーキャピタル株式会社取締役就任 2019年８月　株式会社日本農業取締役就任（現任） 2020年９月　株式会社ガラパゴス取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社守屋実事務所　代表取締役 メディカルケアデザイン株式会社　代表取締役	20,000株
	【選任理由及び期待される役割】 守屋実氏を監査等委員である取締役候補とした理由は、企業経営を通じて培われた豊富な経験及び幅広い見識、並びに創業期のベンチャー企業に対する豊富なアドバイザリー経験を当社における経営に活かしていただくためであります。 なお、同氏が選任された場合には、時価発行新株予約権信託の評価委員会の委員として、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	寺西（てらにし） 章悟（しょうご） (1983年12月９日生) 【新任】	2009年12月　弁護士（東京弁護士会）登録 2009年12月　長島・大野・常松法律事務所入所 2012年４月　てらにし法律事務所開設 2014年４月　田島総合法律事務所（現田島・寺西法律事務所）パートナー弁護士（現任） 2015年12月　ケアプロ株式会社取締役就任（現任） 2016年11月　当社監査役就任（現任） 2017年５月　株式会社辻野取締役就任（現任） 2019年８月　ニフティライフスタイル株式会社監査役就任（現任） （重要な兼職の状況） 田島・寺西法律事務所　パートナー弁護士	－
	【選任理由及び期待される役割】 寺西章悟氏を監査等委員である取締役候補とした理由は、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言をいただくためであります。 同氏には、客観的・中立的な立場から当社の経営全般に関する助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンスの強化・充実に寄与することを期待しております。		

（注）１．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．吉崎浩一郎氏、守屋実氏及び寺西章悟氏は、社外取締役候補者であります。
３．吉崎浩一郎氏及び守屋実氏は現在当社の社外取締役でありますが、両氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって、４年７ヵ月になります。なお、守屋実氏は、当社社外取締役就任前に１年１ヵ月、当社監査役に就任しております。また、寺西章悟氏は現在当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって、４年７ヵ月になります。
４．当社は、吉崎浩一郎氏、守屋実氏及び寺西章悟氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、三氏の選任が承認された場合は、三氏との当該契約を継続する予定であります。
５．吉崎浩一郎氏、守屋実氏及び寺西章悟氏は、㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、三氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
６．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「Ｄ＆Ｏ保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（但し、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、Ｄ＆Ｏ保険の保険料は、全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、Ｄ＆Ｏ保険の被保険者となる予定であります。Ｄ＆Ｏ保険の契約期間は、１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。
７．当社は、2021年５月11日開催の取締役会において、2021年６月１日を効力発生日として普通株式１株につき２株の割合で株式分割することを決議いたしましたが、表中の各候補者が所有する当社株式の数は、第15期末（2021年３月31日）現在の株式数を記載しております。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2018年６月26日開催の第12回定時株主総会において、年額５億円以内（うち社外取締役分は年額１億５千万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止した上で新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、年額５億円以内（うち社外取締役分は１億５千万円以内）とさせていただきたいと存じます。報酬額につきましては、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して相当であると判断しております。

なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は５名（うち社外取締役２名）であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第１号議案及び第２号議案が原案どおり承認可決されますと、３名（うち社外取締役０名）となります。

なお、本議案は、第１号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額５千万円以内とさせていただきたいと存じます。報酬額につきまして、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、相当であると判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第１号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと３名となります。

なお、本議案は、第１号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内

東京都港区三田三丁目５番27号
住友不動産三田ツインビル西館１階　ベルサール三田　Room３
（以下の「ご案内図」をご参照の上、お間違いのないようご注意下さい）

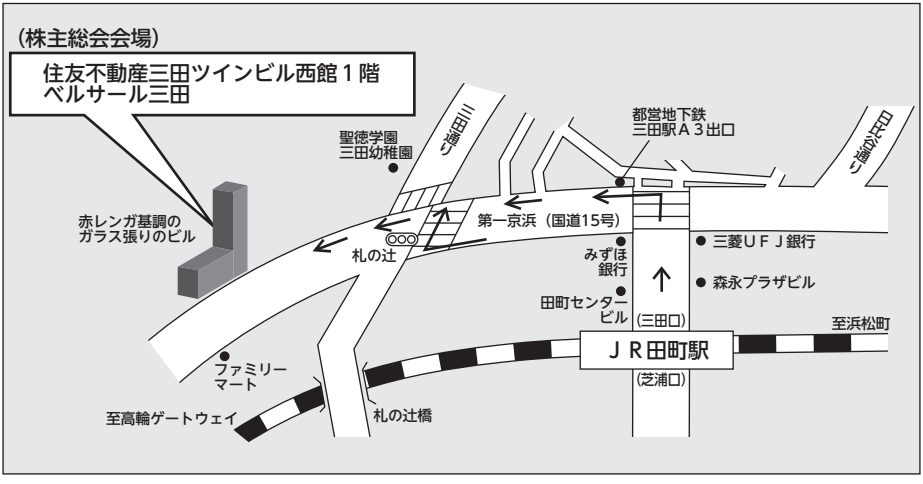

[交通のご案内]

- ＪＲ（山手線・京浜東北線）　田町駅　三田口より徒歩８分
- 地下鉄（都営浅草線・都営三田線）　三田駅　Ａ１、Ａ３出口より徒歩６分
- 会場の駐車場はご利用いただけませんので、公共交通機関等をご利用願います。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。